

令和6年度

諫早市一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書提出要項

令和6年度において、諫早市が発注する入札に参加する資格を得ようとする者は、次により一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び添付書類を提出してください。

※今回は中間年の申請ですので、令和4年11月12月に入札参加資格申請書を提出された業者の方(令和5・6年度入札参加資格者名簿登載者)は、提出する必要はありません。

なお、登録内容に変更がある場合は、申請サイト(<https://bid-entry.com/>)にて変更申請を受け付けますので変更申請を行ってください。(時期については、ホームページまたは申請サイトにてご確認ください。)

1 申請者の資格要件【共通】

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 諫早市税等を滞納していない者
- (3) 諫早市暴力団排除条例第2条の規定による暴力団等に該当しない者

【建設工事】

- (4) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けている者
- (5) 入札に参加しようとする工種に関して、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項の審査を受け、経営事項審査の総合評定値(P)の通知を受けている者
- (6) 経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっている者

【建設コンサルタント業務等】

- (7) 営業に関し、法律上必要な当該資格・登録を有している者

2 受付期間等

- (1) 期間: 令和5年10月20日(金)から令和5年11月30日(木)まで
※期間後は、受け付けできませんのでご注意ください。

3 申請方法

インターネットを利用した電子申請。(紙での提出は不要です)

4 問い合わせ

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7番1号 諫早市役所
企画財務部契約管財課(本館6階) keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp
TEL0957-22-1500(代表) TEL0957-22-2471(直通)

5 入札参加資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(ただし、建設工事において、最新の経営事項審査結果通知書の審査基準日から1年7か月経過すると公共工事を請負うことができなくなります。)

6 提出書類

紙申請からインターネットを利用した電子申請へ変更となり、提出書類はすべて電子データ化していただく必要があります。

※紙での提出は不要となります。申請書や申請に必要な添付書類は、本市ホームページから、ダウンロードしてください。必要事項を入力し添付書類が準備できたら、インターネットの専用申請サイトにアップロードして提出してください。

7 市内業者等の要件

登記簿謄本において、諫早市に本店又は本社を有しているものを市内業者として区分いたします。また、建設工事を希望する場合、諫早市内に支店・営業所等を有する業者の方は、諫早市内における営業年数や一定人数以上の雇用等の条件により「第1種準市内業者」又は「第2種準市内業者」として区分します。

【第1種準市内業者】

次に掲げる全ての要件を満たす者

- ①事務所としての形態を整えていること。
 - ア 事務所は事業用の建物(併用住宅では事務所と入口が独立)であること。
 - イ 事務等を執り行える事務用什器や事務用機器が具備されていること。
 - ウ 事務所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていること。
 - エ 事務所に固定電話を備え、常時連絡がとれる体制(常時不在転送電話等を除く。)となっていること。
- ②人的配置として、週 3 日以上又は週 30 時間以上勤務する直接的な雇用関係にある職員が配置されていること。
- ③法人にあっては、申請書等の提出時点において、諫早市に対し法令に規定する事務所の設立を届け出ており、3 年を経過した業者であること。
- ④前項の業者においては、本市に納付すべき法人市民税が発生し、かつ完納していること。

【第2種準市内業者】

上記の全部又は一部の要件を欠く者

8 その他注意事項

- (1) 年度途中での登録工種・業種の追加はできません。
- (2) 申請は、所在区分を問わず受け付けますが、指名業者については、本社(本店)の所在地及び実績等を考慮し、選定しておりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 令和7年度以降の申請受付を行う際は、事前の案内通知等はいたしません。広報いさはや、本市ホームページでの案内となります。
- (4) 入札参加を希望していない工種については、一般競争(指名競争)入札に参加できませんので、ご注意ください。